

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第46号	
事故等種類	沈没	
発生日時	平成22年8月18日 08時13分ごろ	
発生場所	北海道 <small>しほこだん</small> 積丹町 <small>がむい</small> 神威岬灯台から真方位238° 0.4海里（M）付近 （概位 北緯43° 19.8′ 東経140° 20.3′）	
事故等調査の経過	平成22年8月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	測量船 SN-5、11トン	
船舶番号、船舶所有者等	220-23736新潟、有限会社ヤマナカタグ	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	全損	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、北海道小樽市小樽港を出航して青森県深浦町深浦港へ向けて回航中、平成22年8月18日06時45分ごろ、船長が船首部の居住区に浸水していることに気付いた。</p> <p>本船は、08時13分ごろ、神威岬灯台から真方位238° 0.4M付近において、右舷船首部から沈下して沈没した。</p> <p>船長及び甲板員は、海上保安部に救助を要請したのち、救命胴衣を着用して海中に飛び込み、来援した漁船に救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高約1m</p>	
その他の事項	<p>船長は、8月14日に、本船の右舷船首部外板に剥離及び黒色の線状の損傷箇所があることに気付いていたが、航行に支障ないと思い、小樽港を出航した。</p> <p>本船は、船体引揚後、船首部から船尾部にかけての右舷外板に約10mの範囲に破口、亀裂、凹損を伴うFRP剥離等の損傷が認められた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、神威岬南西方沖を南進中、右舷船首部外板の損傷箇所から船内に浸水したため、浮力を喪失して沈没したものと考えられる。</p> <p>船長は、右舷船首部外板の損傷箇所に気付いていたが、航行に支障ないと思い、小樽港を出航したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、神威岬南西方沖を南進中、右舷船首部外板の損傷箇所から船内に浸水したため、浮力を喪失して沈没したことにより発生したものと考えられる。	